

議案第182号

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
11,200,010円 見舞金 4,714,190円 医療費 6,485,820円 被害者 70歳代	<p>平成30年6月8日午前10時35分ごろ、本市職員立栄伸規の運転する本市環境局中部環境事業センター出張所所属のじん芥自動車なにわ480け6665号車が、西区新町1丁目33番1号先交差点を右折西進しようとした際、同交差点を北に向かって走行していた自転車に気付かなかったため、本車前中央部が同自転車に衝突し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、負傷するとともに、同車が損傷を受けたものである。</p> <p>同人は、骨盤骨折及びL5神経根障害のため約11箇月にわたり入院及び通院治療を続けたが、左臀部及び左下^{でん}腿^{たい}外側から足背にかけての部位に神経症状を残した。</p>

令和元年11月29日提出

大阪市長 松井一郎

説明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。